

独立行政法人評価委員会
水資源機構分科会等合同会議（第17回）

平成21年7月29日

【司会】 会議を始めます前に、あらかじめお手元の配付資料についてご確認をさせていただければと思っております。先生方の机の上に封筒に入っておりますが、ちょっと開いていただきまして、中をごらんいただければと思います。

最初に、議事次第がございます。次に、資料一覧の紙がございます。その後、右肩に資料1-1と振ってあります厚い製本した資料がございます。これが水資源機構の「平成20事業年度業務実績報告書」でございます。その次に、A3横長の右肩に資料1-2とあります「平成20事業年度年度計画・業務実績概要対比表」というものがございます。その次に、右肩に資料2と打ってあります「平成20年度に係る監事監査結果」という資料。その後、小さな黒いカラスのクリップ留めしてあります資料3-1というものが、クリップを外していただきまして、1枚紙、カラーのものでございます。それから資料3-2ということで、同じくA4横長でカラーの資料がございます。その後ろにA4縦長で右肩に資料3-3、タイトルが「総合的評価に係るご意見（平成20年度）」というものがございます。その次、非常に字が細かくて恐縮ですけれども、資料3-4というものがございます。これが小さな黒いクリップ留めになっております。その次に、右肩に資料4とあります、「独立行政法人水資源機構平成20年度業務実績評価調書（案）」でございます。

その次が参考資料のシリーズといたしまして、右肩に参考資料1、「独立行政法人水資源機構の役職員の報酬・給与等について」というもの。それから参考資料2-1と書いてあります「独立行政法人水資源機構の業務実績評価に関する評価基準について」。それから右肩に参考資料3-1、参考資料3-2、この3-2は上に（抜粋）とあります。それから参考資料3-3、参考資料4、それから1枚紙で参考資料5、「水資源機構における一般競争入札の拡大について」というものがございます。

その後ろに、右肩に配布資料1と打っておりますが、本日まで出席の先生方の委員名簿でございます。それからその後ろに、ホッチキスで留めておりますけれども、配布資料2といたしまして、「独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議」運営方針がございます。あと最後に、カラー刷りの「独立行政法人水資源機構の事業概要」というものが

ございます。お手元に資料はそろっておりますでしょうか。もしない場合には教えていただければ事務局のほうで整えますが、お手元の資料はそろっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、ただいまから第17回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を開催いたします。私、国土交通省水資源部水資源政策課長でございます。本日、司会を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、ご報告を申し上げます。本日は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の各分科会等とも定足数である半数以上のご出席をいただいておりますので、本合同会議は成立いたしております。本日、農水省の中嶋委員のほうはご欠席とあらかじめご連絡をいただいております。榎木委員につきましてはご出席の予定ということで、間もなくお見えになると承知しております。

なお、本日の会議は、合同会議の運営方針第3条及び第4条の規定に基づき、会議は非公開とし、議事録につきましては、発言者の名前を伏せて公開することといたしたいと思っております。

昨年の8月の合同会議以降、委員の先生方に異動がございましたので、ご紹介させていただければと思っております。厚生労働省の委員におかれましては、松本委員にかわりまして、日本ダクティル鉄管協会常勤顧問の水谷委員が就任されました。

農林水産省の委員におかれましては、渡邊委員にかわり、九州大学大学院農学研究院教授の平松委員が就任されました。

国土交通省においては、松尾委員にかわり、早稲田大学理工学部社会環境工学科教授の濱田委員が就任されました。

それから山岸委員にかわり、サントリーホールディングス株式会社取締役副社長の青山委員が就任されました。

また、互選により、濱田委員は国土交通省の分科会長に就任されておられますので、ご紹介をさせていただきます。

本来は、本日のご出席の委員の皆様方及び各省及び水資源機構の出席者全員をご紹介させていただくべきところでございますが、お手元に配付しております席次表をもってかえさせていただきますことをお許しいただければと思います。

まず初めに、それでは、本合同会議の議長であった松尾委員が本年6月30日に任期満

了に伴い退任されましたので、まず、議長を互選にて選出していただきたいと思っております。各省委員からご選出いただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【委員】 土木工学、それから関連します周辺領域に関しましても該博な知識と豊かなご経験をお持ちの濱田先生を、ぜひとも推薦させていただきたいと私は思っております。濱田先生は、特に国土交通省の独立行政法人評価委員会の水資源機構分科会長も兼ねておられますので最適任だと考えておりますが、いかがでしょうか。

【司会】 皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会】 ありがとうございます。それでは、本合同会議の議長を国土交通省水資源機構分科会長の濱田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ここからの議事の進行は議長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

【議長】 大変重い役割を仰せつかりましたけれども、委員の皆様のご協力を得まして、公正かつ厳密な評価を行っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願申し上げます。

それでは、早速、議題に入らせていただきたいと思っておりますが、その前に、先ほどございました合同会議の運営方針の第1条に基づきまして、議長に事故があるときに代理する者の指名についてお諮りしたいと思います。

議長代理につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会水資源機構プロジェクトチーム長である平松委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 どうもありがとうございます。平松委員、よろしくお願申し上げます。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思っております。本日の議題は、「平成20事業年度業務実績評価」であります。

まず、水資源機構から平成20事業年度の業務実績についてご報告をいただきます。お願いたします。

【水資源機構】 水資源機構理事長でございます。評価委員の先生方には、日ごろより大変お世話になっております。当機構も昨年の4月から第2期中期目標期間に入りましたが、その1年目である20年度の業務実績につきましてご報告申し上げます。

お手元の資料1-1が、この冊子でございますが、これが「平成20事業年度業務実績報告書」でございますが、説明時間も限られておりますので、A3の資料1-2、「平成20事業年度年度計画・業務実績概要対比表」というのがございますが、これに基づきまして、主な項目について説明させていただきたいと思っております。向かって左側が20年度の年度計画、向かって右側がその業務実績の概要となっております、左右で対比ができるようになっております。

1ページの「安定的な用水の供給」につきましては、日ごろより気象情報などの的確な把握や、きめ細やかな施設の操作、定期的な点検、整備を行い、安定的な用水供給に努めてまいりました。20年度は、四国の吉野川水系におきまして、早明浦ダム関係で124日、銅山川3ダム関係で120日の取水制限が行われました。この間、機構では、取水制限や降雨状況を踏まえまして、香川用水では幹線水路にある64カ所の分水口におけるきめ細やかな送水量の変更操作を昼夜問わず実施いたしました。また、早明浦ダム、池田ダムではダム下流の降雨を有効利用するために、ダム側の放流量の変更操作を、雨が降れば放流量を絞るというふうな形の変更操作を24時間体制で実施しまして、早明浦ダムの利水貯水量の延命を行いました。これによりまして、渇水期間中に約551万立方メートルの水の有効活用を行いました、渇水被害の軽減に貢献いたしましたところでございます。なお、この551万立方メートルという水は、仮に香川県の給水人口である93万5,000人に配分した場合に、約17日分に相当する量でございます。

また、2ページでございますが、良質な用水の供給のために、日常的に水質情報の把握に努めるとともに、水質異常の発生を未然に防止する対策、あるいは異常が発生した際の利水者への情報提供や影響軽減措置を図りました。

3ページの「第三者等に起因する水質事故への対策」では、群馬用水の事例を初めとしまして、迅速な対応や機構事業所の広域的なネットワークの活用を図ることで、利水者への影響軽減に努めたところでございます。

3ページ下の「洪水被害の防止」につきましても、20年度は4ダムで延べ13回の洪水調節操作を実施しまして、的確な操作によって下流の水位を低下させ、洪水被害の防止に効果を発揮いたしました。平成20年度より管理を開始した徳山ダムでは、平成20年9月2日から3日の西濃豪雨における洪水調節を実施いたしました。下流の横山ダムの洪水調節と相まって、管理開始1年目から事業効果を発現したところでございます。

4 ページ上の「計画規模を超える異常洪水時の操作方法」につきまして、管理全ダムで操作方法の検討を進めておりまして、平成20年度はダム下流河川のデータベース作成や異常洪水波形の設定などを行ったところでございます。

4 ページの下では、「ストックマネジメントの適切な実施」のため、その体系的な検討や個別施設の機能診断調査を行うなど体制づくりを順調に進めました。特に、利水者へ情報提供を行ったり、調査へ参加していただくことで利水者と施設の現状についての情報共有に努めたところでございます。

5 ページの「リスク管理」につきましては、リスク管理に関する基本規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置しまして、リスク管理体制の整備を図りました。

6 ページにありますように、大規模地震対策やインフルエンザ対策におきまして、業務継続計画策定の取り組みを進めたところでございます。

7 ページの「ダム等事業」では、7 事業を計画的に進捗させました。思川開発事業ではコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムを採用いたしまして、コスト縮減及び工期短縮に努めたところでございます。木曾川水系連絡導水路事業は、国土交通省から機構に事業が承継されまして、現在、環境への影響検討を進めております。これら各ダムの事業費・工程監理につきましては、技術検討委員会等で行っているところでございます。

なお、8 ページにございますように、徳山ダム建設事業が土木技術の発展に顕著な貢献をしたとしまして、平成20年度の土木学会賞の技術賞を受賞いたしました。

それから9 ページの「用水路等事業」でございますが、6 事業を計画的に進捗させておりまして、そのうち印旛沼開発施設緊急改築事業と香川用水施設緊急改築事業の2 事業が計画どおり事業完了しました。今年度より管理に移行いたしましたところでございます。平成20年度におきまして、印旛沼開発施設緊急改築事業では洪水対応で、また、香川用水施設緊急改築事業では突発的な漏水復旧等におきまして、それぞれ事業完了前から事業効果を早期に発現させまして、地域の利水者の要請に応えたところでございます。また、ストックマネジメントを踏まえた施設改築といたしまして、木曾川右岸施設緊急改築事業の平成21年度新規着工予算が認められたところでございます。

10 ページの「環境の保全」につきましては、自然環境調査や環境保全対策を講じるとともに、8 施設におきまして、貯水池の堆砂対策とあわせて、下流河川に土砂を供給する堆積土砂還元を実施いたしました。8 施設において、同様に下流河川に対し流量変動を加えるフラッシュ放流を実施いたしました。

また、11ページの「地球温暖化対策実行計画」の策定、公表、取り組みの推進。さらに手引書「景観に配慮した施設整備に向けて（案）」の作成など、環境保全への取り組みを着実に実施したところでございます。

12ページからは「技術力の維持・向上」についてでございます。第2期中期計画に入りまして、「地球温暖化対策」及び「施設の長寿命化」を新たに加えた7つのテーマ、13の重点プロジェクトからなる新たな「水資源機構技術5カ年計画」を定めました。そのほか、特許の取得や設計指針等の改定、機構が有する技術等の積極的な活用による受託業務に取り組みました。国際関係につきましては、ユネスコによる「河川流域における総合水資源管理のためのガイドライン」起草のための運営委員会に当時の太田副理事長が共同議長として参加し、議論をリードするなど、そのほか多々ございますが、国際的な貢献を行ったところでございます。

15ページは「関係機関と連携するための取り組み状況」でございます。関東支社の機能といたしまして、一元的に事務を行う上席審議役等の役職を設置いたしまして体制強化を図りました。また、木曾川水系連絡導水路事業の適正な事業執行管理を行うために事業管理検討会を設置するなど、各事業で費用負担者や利水者との連携を深める取り組みを進めました。一方で、利水者から説明資料の改善、国等との調整の改善、工夫等の必要性が指摘された面もございまして、連携の強化に取り組んでいるところでございます。

16ページで「水源地と下流受益地との上下流交流活動」に取り組みました。

17ページの「広報・広聴活動」では、提供情報の充実、緊急時の的確な広報体制の構築と広報の実施、国民の関心・理解を深めるための各種行事への参加に関する取り組みを推進したところでございます。

17ページ下からは、「内部統制の強化と説明責任の向上」です。倫理行動指針の策定及びホームページでの公表、本社・支社局及び全事務所にコンプライアンス推進責任者の設置等を行いまして、それにより推進体制の拡充、監事機能の強化などの内部統制の強化と説明責任の向上に関する取り組みを進めました。また、随意契約見直し計画に基づきまして、平成19年度から20年度にかけて、一般競争入札の対象範囲を拡大してきておりまして、その見直し状況等をホームページで公開するなど、契約の透明性を確保する取り組みを進めました。一方で、一般競争入札が増加することによりまして1者入札の割合が増加しておりまして、その是正にも努めていきたいと考えております。

18ページからは「機動的な組織運営」や「効率的な業務運営」の取り組みでございま

す。総合技術センターや新たな機動的業務運営支援グループの設置、思川及び木曾川水系連絡導水路に関するプロジェクトチームを設置するなど、効率的な業務運営のための組織整備に取り組みました。また、組織の総合力の向上を目的としますチームワーク力評価を人事評価に本格導入いたしました。さらに、利根導水路と武蔵水路の事務所統合による間接部門の効率化や外部委託、継続雇用制度の活用など効率的な業務運営を図ったところでございます。

21ページの「事務的経費の節減」についてでございますが、事務的経費については、年度計画で目標といたしました平成19年度比3%縮減を上回ります3.6%縮減を達成いたしました。また、人件費の削減では、年度目標3%を上回る6%縮減を達成したところでございます。総合的なコストの縮減につきましては、前中期計画から進めてきたコスト構造改善プログラムに引き続きコストの縮減に取り組み、年度計画の目標値であります8%を上回る10.1%の縮減を達成いたしました。平成20年度は新たにコスト構造改善プログラムを12月に作成し、さらなるコストの縮減を推進することといたしております。

22ページは「資産管理」についてでございますが、保有資産の利活用の一環として、氷川分室ほか4会議所を処分するなど適切な資産の管理に努めました。予算につきましては、年度計画の予算、収支計画、資金計画に基づきまして、適切に執行したと思っております。

23ページからは、「その他業務運営に関する重要事項」についてでございますが、第2期中期計画の積立金につきましては、国土交通大臣の承認を受け、約341億円を国及び利水者負担軽減のための取り組みに活用することとしました。

なお、活用にあたりましては、国土交通省独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の事前チェックを毎年2回受ける仕組みが作られたことで、その透明性と客観性の向上が図られていると考えております。

24ページの「繰上償還の受入」についてでございますが、償還利率が5%以上の割賦負担金につきましては、本年度から年間受入枠を300億円に拡大することにより、利水者の割賦負担金の利子負担の軽減を図っているところでございます。

以上、簡単でございますが、20年度の業務実績を報告させていただきました。ありがとうございました。

【議長】 どうもありがとうございました。

次に、ただいまの業務実績報告に関連した報告がございます。独立行政法人の整理合理

化計画を受けまして、評価の際に国民の意見を募集し考慮することになりましたので、あらかじめホームページに業務実績報告書を掲載して意見を募集いたしました。7月22日に締め切りましたが、意見はございませんでした。すなわち意見ゼロ件ということでもあります。報告をさせていただきたいと思っております。

業務実績に関するただいまの報告につきまして、質問等ございましたら、個別項目の評価の審議の中でお願いしたいというふうに思います。

次に、同じく独立行政法人整理合理化計画を受けて、評価委員会は監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たるという観点から、水資源機構から監事による監査の状況について報告をしていただきます。お願い申し上げます。

【水資源機構監事】 それでは、お手元に資料2でございますが、「平成20年度に係る監事監査結果」というものがあるかと思っております。この概要につきまして、ご報告したいと思っております。

平成20年度の監事監査につきましては、2名により実施いたしました。報告につきましては、会計監査と業務監査の2つに分けてご報告をしたいと思っております。

まず、1点目の会計監査でございますが、独立行政法人通則法38条に規定されます財務諸表及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているかの視点から、会計監査人のあずさ監査法人との緊密な連携のもと、また、機構の所管部門からも説明を受け、監査を実施いたしました。

監査結果は、お手元の資料の4ページにありますとおりでございますが、会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当である、平成20年度の財務諸表及び決算報告書については、適正であると認められると思っております。

次に、業務監査でございますけれども、機構の第2期中期計画・年度計画に基づき、機構の事業、業務が適正に執行されているかなど内部統制を重点に監査を行いました。

また、独立行政法人整理合理化計画に掲げられました随意契約の適正化ですとか、保有資産管理の取組状況など4項目を含めまして、監事監査計画に基づき監査を行いました。監査に当たりましては、職務を効率的、的確に遂行するため、今年度から監査室の職員に加えまして、本社・支社局の職員も監査補助者として活用するなど、監査体制を強化して実施しております。

業務監査結果でございますが、詳しくは、お手元の資料の5ページから11ページに記載されておりますが、要約いたしますと、機構の業務は、第2期中期計画・年度計画に基

づき着実に進められており、重大な事実もなく、適切に遂行されているというふうに認められます。

次に、整理合理化計画に掲げられた監査事項も含めまして、その取組状況と幾つかの意見を申し上げたいと思います。

まず、「随意契約の適正化を含めた入札及び契約の状況」でございますが、一般競争につきましても、昨年度に引き続きまして、建設工事について、その対象範囲を拡大するという、それから建設コンサルタントへの委託を20年度から新たに一般入札の対象にしたということで、19年度に比べますと、契約に占める割合というのは増加したわけですが、一般競争におけます1者応札の割合も増加してしまっております。1者応札の背景には、電気とか機械設備など、それから山間部の庁舎管理業務、こういったものに多く見られるわけでございますが、それぞれ専門技術の特殊性ですとか、従事者の確保の問題などが考えられますけれども、応札者の増加に向け、一般入札の参加条件や入札制度の改善が望まれるところであります。

次に、「保有資産の見直しの状況」でございますが、整理合理化計画では、処分の対象とされております会議所が36カ所、宿舎16カ所がございますが、この取組状況について監査をしております。会議所につきましては、19年度に8カ所、20年度にも同様8カ所を処分しております。宿舎につきましても、処分に向けて関係資料の整備などの準備が着実に進められておりました。これらの会議室や宿舎の処分でございますけれども、いわゆる適化法の手続き、補助金をいただいて作ったものでございますから、その処分に係る手続きが必要でありまして、目標の達成に向けて、本社を含めた対応をお願いしたいと考えております。

次に、「内部統制の取組状況」でございますが、内部統制につきましても、「水資源機構倫理行動指針」、それから「コンプライアンスの推進に関する規程」が制定されております。それからまた、職員の研修を担当し、相談窓口となりますコンプライアンス推進責任者が全事業所に配置されております。この倫理行動指針の定着等に向けまして、全事業所での説明会、討論会が展開されておりました。

リスク管理につきましても、「リスク管理に関する基本規程」によりまして、その基本事項を定めるとともに、また、機構を取り巻きますさまざまなリスクについて、リスク管理委員会で具体的に対応する仕組みが構築されております。これら内部統制の取り組みの実効性を担保するために、モニタリングの継続ですとか、たゆまぬ改善が望まれます。

次に、事務処理に改善が必要と認められる事案でございますが、20年度の監査対象事業所で事務処理に改善が必要と認められる事案が12件ございました。これらは流木などの運搬、廃棄物処理に関するもの1件、自然公園区域の工作物設置協議に関するもの1件、協定や文書の取り扱いに関するもの計4件、契約情報の公開内容に関するもの2件、積算における違算4件等がございました。これらの多くは規程ですとか、資料の確認、審査やチェック機構が十分働かなかったというところに起因していると考えております。こういった面から、再発防止に向けまして、関係職員への研修、文書による周知徹底などに加えまして、審査・チェックの強化など仕事の仕組みの面でも改善措置が適切に講じられております。

監査では、前回監査で指摘された事項がきちんとフォローされているかということもチェックいたしましたが、今回の監査対象事業所で前回監査21件の指摘事項等がございましたけれども、これらについては、すべて必要な改善措置がとられているという状況を確認しております。

以上で監事監査の報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【議長】 どうもありがとうございました。ただいまの監事による報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ご質問がないようでございますので、私から1つお聞きしたいと思っておりますけれども、平成19年度までと比べまして、平成20年度以降は具体的に監事監査をどのように強化されたかというようなことにつきまして、ご説明いただければと思います。

【水資源機構監事】 それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。監事監査機能の強化の成果ということでございますが、ご案内のように、今回から監査室以外の職員も臨時の補助者として活用しております。具体には、平成20年度につきましては、2事業所の監事監査の際に、本社・支社局の機械職の職員が機械設備関係業務の調査に従事いたしまして、以前は事務職と土木職で構成されております監査室の職員だけでは十分な取り組みができなかったわけでございますけれども、専門的な知見が必要な分野についての業績評価ができたと考えております。例えば、ゲートなど機械設備に関しまして、その点検の基準や点検状況及び点検結果を踏まえた今後の計画について調査をいたしております。点検結果に基づいて見直されました点検周期の延長ですとか、周期作業の時期、こういったものの業務計画が設備の保全のみならず、コスト削減の観点からも妥当であるなど、細部にわたる評価が行えたと考えております。今後も引き続き臨時の補助者を活用い

たしまして、監査を充実させていきたいというふうに考えております。

【議長】 どうもありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の主要な議題であります評価に入りたいと思います。全部で16項目ございますが、個別項目ごとに評価を行っていただき、合同会議としての評価を決定したいと思います。評価を効率的に進めるために、昨年と同じやり方でございますが、個別項目を4つのグループに分けさせていただきました。皆さんの評価がまとまっている項目から4グループに分けてございます。

お手元の資料の資料3-1、「平成20年度個別項目事前評定一覧表」は皆さんの事前評価の意見を取りまとめたものでございますが、これを、今申し上げましたようにグループごとに並べかえましたのが表の3-2です。これをもとに評価をしていきたいと思えます。4つのグループに分かれておりまして、最初のグループでございますが、これは委員の皆様の前評価が完全に一致しているということでございまして、左端に水色が塗ってございます。3項目ございます。

次のグループでございますが、1名の委員の方だけ異なる評点をつけているというものであります。ほぼ評価の方向が定まっているという項目でございますが、これは緑色に塗ってございます。全部で4項目ございます。

3番目のグループでございますが、2名の委員の方がほかの方とは異なる評点をつけられているということで、若干議論が必要というふうに考えておりますが、意見を集約する方向でご審議いただきたいと思えます。これにつきましては黄色で塗ってございまして、5項目ございます。

最後のグループでございますが、4名から6名の方々がそのほかの委員の方と異なった評価をされているということでございまして、十分にご審議をいただきたいというふうに思えます。これは赤色で塗ってありまして、4項目ございます。昨年と同様に4つのグループに分けて審議を進めたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご承認いただいたということで審議を始めたいと思えます。1項目ずつやっていきたいと思えますが、資料3-2でございますけれども、左から2番目の欄「20年度評価」というところが空欄になっておりまして、今から各項目で合同会議としての評価を行います。その結果を書き込んでいただきまして、ご確認をいただきたいと思えます。

まず、最初のグループ、項目番号の欄が水色で塗ってある3項目でございますが、委員の皆様のご意見が完全に一致しているものでございます。まず、順にいきますと、項目14の「適切な資産管理」が、皆さん「3点」ということであります。項目No.15の「予算、収支計画及び資金計画」など財務内容の改善に関する事項が、これも「3点」ということであります。項目16、「その他業務運営に関する重要事項」が、これも「3点」ということでございます。この3項目につきましては、委員の皆様のご事前評価が完全に一致しておりますので、事前評価どおり「3」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 どうもありがとうございます。それでは、以上の3項目の評価については、事前の評価どおり決定したいと思います。

次のグループは項目番号のところは緑色ということで、ほぼ評価の方向は定まっているというふうに考えられるものでございますが、このグループの中でも2つに分けることができます。1つは、1名の方だけが異なった評価をされておりますが、最初のグループは1名だけ他の方より高い点数をつけていただいております。

まず、No.1になりますが、「安定的な用水の供給」、「良質な用水の供給」が4点でございますが、お一人だけ5点をおつけになっておられますが、もしご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大多数の方が4点ということでございますので、項目No.1につきましては、「4点」という形にさせていただきたいと思っております。

次は、No.4の「リスクへの的確な対応」ということでございますが、お一人が4点をおつけになっておりますが、そのほかの方は3点ということでございます。ご意見があれば承りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【委員】 4点をつけたのは、多分私だと思います。やはり地震、災害とか、そういう不測の事態に水というのは生命線になりますので、非常に地味だとは思いますが、そういったことに対して、先を見て的確に対応していらっしゃるということで、私は、危機管理という意味から、非常に大きな都市人口を支えているということで高く評価したいと思います。4とつけました。

【議長】 どうもありがとうございました。ほかにご意見はいかがでございましょうか。

この会議としては、1つの点をつけざるを得ないので、ほとんどの方が3という評価をされておりますので、3ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

次のものですが、1名の方だけほかの方に比べまして低い点をつけている項目でございます。これらにつきましても、各項目を1つずつ確認をさせていただきたいと思えます。ご意見、ご質問をお願いします。

まず、項目7の「環境の保全」が4点でございますが、お一方だけ3という方がおられますが、ご意見があればお願いしたいと思えます。

【委員】 3をつけました者です。特段ないのですが、前年度に比べて、特に新しいことに取り組んだのかなというのが私にはうまく理解がいかなかったので3をつけましたが、評価の結果を4とすることには、異議ございません。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、項目7の「環境の保全」でございますが、「4点」ということにさせていただきたいと思えます。

次の項目No.11でございますが、「内部統制の強化と説明責任の向上」であります。本年の1月7日に平成19事業年度における水資源機構の業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会より、指名競争契約限度額に関する規定がないが、このことの適切性について評価結果において言及されていない状況が見られたことから、評価結果において明らかにするよう留意されたいというような意見が来ております。指名競争契約限度額に関する規定がないという点につきまして、機構からご説明をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【水資源機構】 財務担当理事でございます。資料は3-4の12ページ、項目39のところでございます。当機構は建設工事につきましては、平成19年4月の通達によりまして、予定価格6,000万円未満を指名競争契約限度額として定め、また、物品役務契約につきましては、平成19年7月1日より、少額随意契約を除くすべての契約を一般競争入札にしており、指名競争入札は実施しておりません。そういう意味で、指名競争契約限度額というものは規定はしてあるんですけれども、ただ、当機構の事務処理要領上、それを明記いたしておりませんでした。この項目39のところでは、今後、引き続き検討を行っていくということにしておりますけれども、今回、当機構の工事請負契約の事務処理要領上、指名競争契約限度額を国の会計令基準に従ったもの、すなわち工事請負契約につき

ましては、予定価格が500万円以下とすること、調査、測量、設計等の請負契約につきましては、予定価格200万円以下とすることといたしまして、それを可及的速やかに施行することとし、現在、要領の改正作業中でございます。

【議長】 よろしいですか。どうもありがとうございます。

続いていきたいと思いますが、政策評価・独立行政法人評価委員会から意見が出ております。それは、関連法人への業務委託契約の妥当性について十分な言及がなされていない。今後の評価に当たっては、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上で、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきであるという意見が来ております。関連法人との契約について、機構からご説明をお願いします。

【水資源機構】 同じく、資料3-4の16ページ、項目の46がこれに当たります。当機構の関連法人、これは独法会計基準によって決められておりますけれども、につきましては、財団法人水資源協会と財団法人愛知・豊川用水振興協会の2法人が関連法人に該当いたします。関連法人への業務発注に当たりましては、平成19年度までは参加者の有無を確認する公募手続きにより随意契約してまいりました。契約の競争性及び透明性を高めるために、平成20年度契約からは、すべて一般競争入札による発注といたしております。

なお、一般競争入札参加の実績要件の設定に当たりましては、当該要件を満たす民間企業数が競争性を確保するに足るものであるかどうかをあらかじめ実績情報システムのデータベースで検索を行い、複数の業者の履行実績を確認し、関連法人だけでなく、複数の民間企業が資格要件に掲げる履行実績を有していることを判断した上で入札公告をいたしております。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

もう1件、政策評価・独立行政法人評価委員会より意見が来ております。それは、1者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善の方

策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきであるという意見が来ております。この意見で指摘されている点と、最近の新聞等による記事について、機構からご説明をいただきたいと思っております。

【水資源機構】 これにつきましては、資料3-4、12ページの項目40に書いておりますけれども、そのほかに、1番後ろに参考資料5というのがございます。それをもとにご説明させていただきます。

まず、この評価結果において明らかにすべきであるというのは、制限的な応札条件が設定されていないかということを検証しろということをおっしゃっております。一方、マスコミの報道におきましては、これはマスコミの報道そのものですが、実際には受注実績などの厳しい条件を設け、特定業者以外は入札しにくい仕組みを築き、競争を骨抜きにしていた。また、一般競争に移行したことや個々の入札参加募集を幅広く広報していなかった。こういうことで実質的に特定の業者に応札ができるようなことにしているという報道がございました。これにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず、当機構におきましては、これまで入札契約の透明性を確保するために、随意契約、指名競争入札を縮小いたしまして、一般競争入札に移行しております。一般競争の拡大推移でございますが、平成18年度26件、平成19年度576件、平成20年度987件と非常に増加しております。この移行過程におきまして、不良不適格な業者を除外するために、それぞれの業務の特性を考慮いたしまして、業務実績等の入札参加条件を設定しております。しかしながら、これは私どもの主観的なものといたしましては、意図的に1者しか応募できないような厳しい入札参加条件を付したものとは思っておりません。

具体的にどのような入札参加条件を付していたかということでございますが、平成20年度の発注全体において1者応札が691件ございましたが、そのうちの128件が工事の1者応札、シェアが18.5%でございます。これにつきましては、例えば、平成8年度以降における同種・類似の工事の施工実績を求めております。実際に工事をする能力があるのかというものを確かめております。ただ、この施工実績条件の設定に当たりましては、あらかじめその条件の施工実績を持つ業者数が、競争性を確保するに足りるものであるかというのをCORINS（コリンズ）、これは工事実績情報システムでございますが、そのデータベースで確認をしております。

それからコンサルト業務の発注の場合、これは1者応札のシェア中の17.7%でございます。これにつきましては、平成20年度にこの部分を一般競争入札に拡大したことによ

りまして、1者応札の比率が上がったという原因がございます。これにつきましては、どのような入札参加条件を設けているかということでございますが、過去10年間における同種・類似の業務の施行実績を求めております。

なお、この施行実績の設定に当たりまして、その条件の施行実績を持つ業者数が競争性を確保するに足りるものかどうか。これにつきましては、テクリスと申します測量調査設計業務実績情報システムというようなデータベースで確認しております。

それから役務関係業務、これは庁舎管理、清掃、車両管理でございます。これにつきましては、この下に書いてありますが、1者応札の中のシェアの63.8%を占めるものでございます。これにつきましては、国の機関、地方公共団体、独立行政法人での過去5年における同種業務の履行実績が1年以上あることを求めておりました。1者応札しかできないような条件を意図したものではありません。

それからマスコミの報道でございました、だれにも公表せずにやっていたという点につきましては、平成19年2月に当機構のホームページに、役務業務につきましては一般競争に移行する旨のお知らせを掲載しました。それから同じ時期に、平成18年度の指名競争入札の参加者を対象に、ファクシミリによりまして一般競争入札に移行することを伝達いたしております。それから平成20年度契約の発注前に、当機構の役務関係登録業者、約1,500社ございますが、当機構の役務業務は一般競争入札により発注している旨、また入札公告をホームページ及び掲示板に掲示している旨をはがきにより通知いたしております。個々の発注におきましては、入札公告の機構ホームページでの掲載、事務所掲示板への掲示を行い、だれでも入札が行われることを知り得るよう措置し、広く情報の提供に努めております。

しかしながら、結果として、1者応札の比率が高くなってしまっております。19年度が62%でございましたのに対し、20年度は70%と1者応札の比率が上がっております。これを踏まえまして、実質的な競争性の確保を図るべく1者応札対策を開始いたしております。どのような対策を講じたかということでございますが、例えば、機械設備関係の工事発注につきましては、類似の工事の施工実績の期間を延長いたしております。それから平成21年4月以降契約をする車両管理業務の発注では、もう企業の同種業務の履行実績はそのものを求めないということにしております。それから、これは落札決定から業務開始までの間に人の手当てというのが必要な業務でございますので、その準備期間が十分とれるように発注を前倒しいたしております。これらによりまして、例えば、年度当初

から業務を開始するコンサルタント業務・役務業務におきましては、一般競争入札における1者応札比率は平成20年度の87.4%から平成21年度は59.6%に低下いたしております。

いずれにせよ、当機構におきましては、今後とも、事業者へのアンケート、可能ならばヒアリング、あるいは第三者機関であります入札等監視委員会での審議などを通じまして、より実質的な競争性を確保するために、さらなる具体的対策をとっていく所存でございます。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

以上で政独委からの3件の意見に関しまして、機構からの報告があったわけですが、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

【委員】 資料3-2を見ますと、今の11の項目で1人だけ違う点数をつけているのが私で、その議論でよろしいんですね。

【議長】 はい、結構です。

【委員】 意見を言わなければいけないと思います。それで、皆さん全員3でいらっしゃるんですが、私は2ということで、1者応札ということに対して、十分に対応できていなかったのではないかというふうに、結果としてですね、監査委員からのご指摘もございましたし、それから政独委の今のご意見もございました。これは極めて大事なことだと思います。それで、今のご説明で、今年度、21年度からは改良しているということでございますが、今回あくまで20年度の内容に関する評価でございますので、もし少しきちんと議論をして、的確な評価を下すべきなのではないかというふうに思います。

私がちょっとわからないのは、高い技術力というものがあるから、それはそうだと思うんですけども、やはり技術力というものの内容をもう少しわかりやすく説明するとか、それから技術を伴わない、へき地でなかなか応募する方がいないとか、問題の理由の所在、1者応札の理由の所在というものを、もう少し機構としての的確にこういう理由があると。それに対して、ここでアンケートとか、いろいろありますけれども、客観的にいろいろな意見を聞いてどうするかという。もう少し筋道を立てた、しっかりとした対応というのが必要なのではないかというふうに私は思います。

以上が意見でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。ご意見をいただいたんですが、大多数の方

が3でございますけれども、3をおつけになった委員の方からご意見があれば承りたいと思います。いかがでございますでしょうか。

確かに、おっしゃるように、これは平成20年度の評価をするということでもありますから、21年度にとられた対策が効果を上げつつあるというのは、評価の対象外であるということはそのうだというふうに思います。いかがでしょうか。

【委員】 評価の数値そのものには関連しないかもしれないんですが、今のご説明をお伺いして、新聞の記事の件をお伺いしまして、事実誤認に基づいた報道の部分もあるわけですね。それについて、どのような対応をなさったのか、ちょっとお伺いできますか。

【水資源機構】 まず、事実誤認かどうかということでございますけれども、私どものつけていた条件が非常に厳しい条件なのかどうか。これにつきましては、私どもの判断で、これが間違いだ、誤報だというようなことは多分言えないだろうというふうに思います。私どももその後、いろいろな条件を緩和しておりますので、私ども言えますのは、特定の業者しか参加させないような厳しい条件を意図したものではないということと言えますけれども、その条件が過度に厳しかったのかどうかというのは、なかなか言えないところがございます。私どもは、基本的には、この報道が出されました後、私どものホームページに私どものやっていたことにつきまして掲載いたしております。

【委員】 事実誤認は、例えば、こっそりとやっていたみたいな表現について、そうではないということをちゃんとどこかに表明するか、あるいはそれについて訂正記事を求めるとか、そういうことです。

【水資源機構】 私どもはホームページには出しております。それから私ちょっと口が滑ったと思います。新聞報道自体は、一般競争に移行したことや個々の入札参加募集を幅広く広報していなかったという書き方になっておりまして、これはこっそりやっていたというふうに言われているのかなというのは、私どもの理解でございます。これに書かれていることに対して、幅広くという意味について、訂正をお願いするようなことは難しいのかと思っております。私どもは、今、ご説明させていただきました参考資料5に似たようなものを、全く同じではございませんけれども、ホームページに掲載いたしまして、私どもの主張は主張として申し上げさせていただいております。

【委員】 はい、わかりました。

【議長】 記事を書いた人はホームページとかなんか見ていないんですね。

【水資源機構】 ホームページに掲載したのは、この記事が出てからでございます。土

曜日に記事が出て、月曜日にホームページに掲載いたしました。

【議長】 入札情報とか何かをホームページに出されているという説明がありましたけれども、そういうものを目を通してなくて記事を書いたということなんじゃないかな。

【水資源機構】 この記事につきましては、記事を書かれた記者から私どもには何度も取材の依頼がございまして、私どもはその取材に誠意を持って対応いたしておりますので、中身については、ある程度は理解していただいたのだらうと思いますが、どうしてこういう表現になったのかというのは、ちょっと私どもはよくわかりません。

【議長】 新聞記事をお読みになった方はおられますか。

【委員】 私どもも同じような契約をした、私の個人的な感じでありますけれども、こういう経験をしたことから、機構さんは、今回一般競争入札の対象範囲を拡大して、より透明性・公正性の確保に努めたと。その結果、1者応札という結果になっているわけでありまして、20年度が特に厳しい条件をつけたというわけではなくて、そういう移行の過程で、とにかく発注者側からすれば、より高い技術力を期待して一定の条件を付すのは、当然と言えば当然ですね。それもよくよく精査して見直したら、改善点も若干出てきたということで、来年度は見直そうということでありまして、20年度の評価について、特段に厳しく評価をすることは私は賛成できません。これは改善のプロセスの一環でこういう結果が出たということで私は評価をしたいと思います。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもこの会議として、1つの評価をつけなければいけませんので、大多数の方が3ということでございますので、この項目No.11については「3」ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、以上の4項目について評価を決定したというふうに思います。これまで16項目のうち7項目の評価が決定したわけでありまして。あと9項目ございます。次のグループであります。項目番号の欄が黄色で塗ってありますが、これは少し意見が分かれております。意見を集約する方向でご審議をいただきたいと思います。

まずは項目2でありますが、「洪水被害の防止又は軽減」について審議をさせていただきたいと思います。この項目については、委員の皆様の事前評定では多くの方が4ということでございますが、3点をつけられた方が1名、逆に5点という方が1名おられます。大多数と違った方は意見を強要しているわけではございませんが、ご意見をお願いした

いと思います。

【委員】 3をつけた者ですが、渇水や何かで利水の調整で水路の流量をコントロールしたりという1番目の項目については、これは十分されたのではないかと理解が私にはできたのですが、洪水調整というのは、ちょっと感じとして結果というふうになんとなく思えたので、そのような感じを素直にここへ書いてだけです。評価については、特段どうでも3でなければという、そういう意味合いではございません。

【議長】 これについては、ご意見のところに「河川管理者との連携で行っているのではないか」というご意見が記述されておりますが、これにつきまして、機構のほうから何か補足説明があればお願いしたいと思います。

【水資源機構】 ダムの洪水調節をどのようにして下流の河川管理者と調整しているかということだと思います。もちろんダムというのは、その地点だけの流量を減らすというものではなくて、雨のときに、ダムの空いている容量、これを治水容量と呼んでおりますけれども、どこでこの容量を使うかというのが非常に難しい判断を求められるわけでございます。当然、下流でどんなはんらんをしているか。あるいは下流が全く流れていないのであれば、どんどん流したほうが当然いいわけでございます。施設の管理規程ということで、洪水に対してこういうような操作をするというルールは決めておりますけれども、そういったものを見ながら、河川管理者と調整するということがございまして、当然、河川管理者からダムで貯めてくれよという話もございまして、今、こういうことになっているからダムのほうで貯めますよという話を今度はダム管理者のほうから下流に対して発議するという場合もございまして、この徳山ダムの場合は、これはダムの管理者から発議したものでございます。できるだけ下流の安全を図るためにどうしていったらいいかというような議論を、水資源機構の中で議論を進めてございまして、その洪水に対して最適な操作となるようなものを、機構の中でもいろいろ議論をしている中で生まれたものでございまして、すべて河川管理者から指摘されて、そうしてほしいということで操作したわけではございません。

以上、簡単でございますけれども、ちょっと補足させていただきます。

【議長】 どうもありがとうございました。よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 もうお一方、5点をつけていただいたんですが、どうぞ。

【委員】 私は5点をつけました。これは1-2の説明のほうでは、例えば洪水の事例

で出ておりますが、徳山ダムができる前、平成14年7月の洪水のときなど、ずっと大垣とか、その下流部を以前に取材したことがあります。その後、今回徳山ダムができて、それなりの効果が発揮されたということの評価いたしました。なぜあえて5にしたかと言いますと、これまで評価委員会では、徳山ダムの事業の収束段階での1,000万円程度の不適切事案ということで全体の評価を非常に低く評価して、水資源機構の本来である洪水防止とか、安定的な水の供給とか、そういったことのやった事業の、特に徳山ダムの事業の成果というものをきちっと評価してこなかったということも踏まえて、ちょっとプラスにして評価いたしました。ただ、皆様の議論に、特に5でなければいかんというほどの強く主張するつもりはございません。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。それでは、事前評定の多数意見ということで、項目2の「洪水被害の防止又は軽減」ということは、「4点」ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次でございますが、項目3ということになります。「施設機能の維持保全等」についてご審議をいただきたいと思います。これについて、大多数の方は3でございますが、4点をおつけになった先生がお二人おられます。ご意見があればお願いしたいと思います。

【委員】 私、この点につきましては4点というふうにつけさせていただいて、これがマイナーな意見になるとは思いもしなかったんですが、特にストックマネジメントというのは、これから非常に重要でございますし、そういったことを実施に向けて取り組まれているということの評価した点、それから関係利水者、こういった人たちと連絡会議を通して、情報の共有を図って行って、そういったものの理解もおそらくその場でいただいているのではなかろうかと。こういうことを推察いたしまして、しっかりやっているなということで4点というものをつけさせていただきました。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。おられますか。もう一方の方もストックマネジメントということの評価されたということで4点ということになっているんじゃないかと思いますが、ご意見は、どうぞ。

【委員】 意見が重複しますので、先ほどの意見をおっしゃられた方の考えと同じでございます。

【議長】 どうでしょうか。これもほとんどの方が3点ということになっております。ストックマネジメントの効果というのは、これから年度を追うごとに出てくるのだと思いますが、そのときにいい評価をしてもいいのではないかと思いますので、平成20年度につきましては「3」ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご承認いただいたというふうにいたしたいと思います。

次の項目に移ります。次の項目は8でございますが、「技術力の維持・向上と技術支援」についてご審議をいただきたいと思います。この項目につきましては、多くの委員の先生方が4点をつけられておりますが、3点をおつけになった先生がお二人おられます。ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】 3点をつけました。特に、その中で技術支援ということで国際協力に関しては、この項目しか評価する場所がないというふうに思います。内容を見ますと、確かに河川流域機関の設立とか、インドネシアとか、ベトナムとか、粛々と大変しっかりやっつけらっしゃると思うんですが、実は昨年四川で大きな地震がありまして、日本の国土の3分の1ほどの山が崩れて、ダムがあるわけですね。それでまちを支えているわけですが、私は何度も、濱田先生もそうなんですけれども、行ってありますが、もう放置なんです、手つかず。どうなるんだろうかと。これだけ未曾有の災害があつて、私などもボランティアで駆けつけているわけですが、最近、企業の社会的責任ということでCSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ）という言葉がありますが、やはり独立行政法人の国際的責任というものをもう少し前向きにきちんと考えていただきたいということで3にいたしました。国際的責任に値する領域というものがあつて、特に未曾有の災害のようなときには、もっと機敏に何らかの対応をしていただけないかという思いが込められております。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございました。今のご意見につきまして、機構のほうから補足説明がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

【水資源機構】 今、四川の地震の話がございました。私も実は昨年の岩手・宮城内陸地震、特に東北地方整備局長ということで対応させていただいた経験からしますと、まず、その担当しているところがどう考えているかなんですけれども、中国の場合はなかなか現地に入らせていただけなかったというのも1つあるんですけれども、我々のほうから主

体的に派遣するというのはなかなか難しい場合もございます、先生、言われたように、我々はそういったものをこれから担っていきたいというふうに考えております。その中で、そういったものにどうするのかという枠組みみたいなものをこれからしっかりとつくっていきたいと思いますし、特に岩手・宮城内陸地震のときはTEC-FORCEという国土交通省の制度がございまして、各地方整備局から延べで1,500人ぐらい派遣していただいて、いろいろな現地対応、あるいは都道府県、市町村もいろいろ支援をしまいったわけでございますけれども、国を越えていく場合にいろいろな問題があると思いますので、その課題を乗り越えながら、先生のご意見も伺いながら、また進めてまいりたいと考えております。

【議長】 四川に関しては、具体的に何か中国側に技術協力をしたとか、そういうことはあったのでしょうか。

【水資源機構】 ございません。

【議長】 よろしいですか。どうぞ。

【委員】 いいですか。長くなるといけないので。やはり外交のチャンネルなり、それは努力して見つけて、まして日本という政府に属していらっしゃるわけですから、それは待ちの姿勢というよりは、そういうチャンネルを見つけ出していく努力。それからまだ遅くはないというか、放置されておりますので、先ほどの独立行政法人の社会的、あるいは国際的責任ということをし少し柱に立てていただいて、遅くはないというか、ぜひ何らかの形で日本のこういった協力、技術支援というものが形になると大変いいのではないかと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。もうお一方、3をつけられた委員の先生がおられますが、大変厳しいご意見が出ておりますけれども、どうぞお願いします。

【委員】 個別に申し上げるのは長くなるのでやめますが、水資源機構、やはり技術力が売り物の組織だと思います。ただ、逆に、それにとられる余り、若干やや専門分化し過ぎた技術のところにはまり込む危険性というのは常にあるんだろうと思います。ですから、そういう意味では、やはり社会にとって有用な新技術とか、そういう視点も重要かなと思って、あえて控え目な評価をさせていただきました。大半の先生が4をおつけになっていることに、特にこれ以上ご異議を申し上げるつもりはございません。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 仮に、先ほど委員がおっしゃった活動をしようとしたときに、志だけじゃ動かないかと思うんですが、そういったような財政的な手当てをどの程度自立的にというか、自立的に手当てする余地があるのかどうか。その辺はどうなんですか。

【水資源機構】 派遣の person 費、あるいは派遣費用というのになってきょうかと思いません。それについては、派遣国からの要請等があつて、国内的に整理できれば、例えば、機構の中で積み立てております積立金等の活用が可能じゃないかなと。当然、利水者、あるいは関係省庁の了承も得なきゃいけないと思いますが、そういった手続きを踏んで可能であるというふうには考えております。

【委員】 だから、利水者と関係省庁の意見が必要ということであれば、そういう臨時的に対処しなければいけない、緊急に対処しなければいけない時にすぐ発動できなかったら、意味のないことだと思うんですが、そういう事柄について、そういう場合にはこういうふうにするとかいうような何かバックボーンになるものがあるのでしょうか。

【水資源機構】 積立金の活用については中期計画の中で、5年間でこれだけ使わせていただくという話を国土交通省の評価委員会の中で議論をいただいておりますし、毎年の使用計画についても事前了解等いただいております。その中で、例えば、予備費的な活用というのも今後考えられるわけでございますから、そういった議論をさらに今後詰めていきたいと思っておりますし、事前の利水者に対する了解については、事前にお話ししていきたいと思っておりますし、国内の利水者にとっても、そういった災害が起こったときに、いつ我が身になるかというのはわからないことですから、そういったご協力は得られない内容じゃないのかなというふうに思っております。今、委員ご指摘のところについて、早速、機構のほうでも関係省庁、あるいは利水者とのお話をさせていただきたいというふうに思っております。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。機構のほうからまだございますか。どうぞ。

【水資源機構】 今、お話しございました国際貢献の話は、私ども特に水問題はこれから世界で非常に深刻な問題になると思います。特にアジアは深刻でございます。私ども N A R B O という組織をつくっております。アジアの関係国の私どものような組織の連合体でございます。そういったところとの連携等も考えながら国際貢献をやっていきたくて思っています。ただ、残念ながら、まだ中国はわずか1機関だったと思いますが、しか入っていただけていないというふうに記憶しております。もっと幅広く連携をかけていくと

いうふうな努力もしてみたいと思います。

【議長】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

これも大多数の方が4をおつけになっておりますので、項目8の「技術力の維持・向上と技術支援」につきましては、評価を「4点」ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、次に移ります。項目10、「広報・広聴活動の充実」についてご審議をいただきたいと思います。これは多くの委員の方が3点ということでございますが、4点をつけられた方が1名、それから2点をつけられた方が1名ございます。

まず、4点、非常にいい点をつけていただいた先生、ご発言があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【委員】 4点をつけた者でございます。今回、委員を承りまして、水資源機構を理解しようということでホームページとか、広報誌を子細に見させていただきました。そのホームページの内容を見ていますと、予想以上に充実したものであるというような感想を持ちまして、4点というものをつけたわけでございます。特に情報の量、迅速性という点においても水資源機構の広報活動というのはなかなかよくやられているのではないかと。それから渇水期間中のアクセス数が吉野川局では76万件というような形で、多くの方がこれを利用されているというようなことも評価することができると思ひまして、4点というものをつけました。

【議長】 どうもありがとうございます。もうお一方の先生はかなり厳しい評価になっておりますが、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】 前段は今委員のおっしゃったとおりで、私はやっている事業も、それを載せたホームページなどを見れば、よくやっていると思います。いわゆる広報で言えば、コンテンツの部分は非常にしっかりしている。ただ、インターネットの専門家の西村博之という2チャンネルをつくった男が、10万人が見たホームページが紙のメディアで報道されると1,000万オーダーで知れ渡ると言っていますけれども、七十数万人が見たものが、紙のメディアとか、そういったマスメディアと連携しながら千万オーダーに増えるという。そういうことが本来の広報としてはこれから求められるべきだろうと思います。せっかくいいものをきちっと国民に伝え切れていないというところで、私は低い評価を下さざるを

得ないと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。紙による広報というものが少し減ってきているのではないかという、縮小しているというようなご意見なんです、その辺につきまして……。

【委員】 いや、紙だけではなくて、私が言ったのは、紙に限らず、マスメディアとか、そういったものを含め、テレビ、新聞、雑誌、それから出版、ラジオも含めて、そういったものとのうまい連携というものがもう少し図られるべきだろうということです。

【議長】 おっしゃることよくわかります。多分、多くのほとんどは水資源機構の業務について知らないのではないかと思います。まだおられますか。どうぞ。

【委員】 今の委員の発言に関連してなんですが、私は3をつけましたけれども、いわゆる一般の人への認知度というか、周知徹底という点ではまだまだ非常に水資源機構の場合遅れているという気はしています。先ほどホームページの評価をなさいましたけれども、それはそれで評価されるべきものだと思います、先ほどの一般競争入札の話ではないですが、私なんか水資源機構のニュースを見るときは、大体マイナスイメージのニュースが多いわけですね。この一般競争入札もそうですし、かつての徳山ダムの問題もそうです。その辺、マイナスの要素というのは、それは批判されるべきところは正当に批判されるべきだと思うんですが、逆にプラスの要素、積極的にやっている事業内容、プロジェクトなどについて、もっと一般のマスメディアに登場すべく、広報活動の努力をもっともっとすべきではないかという気はしております。

【議長】 どうもありがとうございます。確かに多くの国民というのは、水を毎日飲んでいますが、どこから来ているのかというようなことを十分認識はしていないんじゃないかと思いますが、今のご意見につきまして、機構のほうから何か補足的なご説明があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【水資源機構】 総務担当理事でございます。今いただきました意見につきましてもしっかり受けとめてやっていきたいと思っております。水資源機構はいろいろな広報をやっておりますけれども、昨年以降、広報のやり方につきまして、イベントをやったりとか、無駄なグッズを配っているんじゃないかとか、いろいろなご批判もございまして、これは我々だけではないんですけれども、公共事業的な広報についてご意見もございましたので、我々としましては、今いただきました意見も踏まえまして、より一層機構の役割などがわかるように広報に努力していきたいと思っております。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございました。低い点をおつけになった先生方のご意見というのは、機構に対する激励だというふうに思います。そういうことで、これも大多数の方が3ということでございますので、項目10、「広報・広聴活動の充実」については、「3点」ということにさせていただきたいと思います。

次に移ります。次は、項目13でございます。「コスト構造改善の推進」及び「事業費の縮減」について審議をしていただきたいと思います。この項目につきましては、多くの委員の方が3点ということでございますが、4点をつけられた委員の方がお二人ございます。ご意見があれば承りたいと思います。

【委員】 私自身の個人的な考えとしては、コスト構造改善、あるいは事業費の縮減というのが、ただ縮減まずあるきということで一方的に取り組みれるということについては、必ずしも理解できない面もあるんです。必要なものは増やすべきだという気はしているんですが、それはさておいて、今回コスト構造改善、あるいは事業費の縮減ともに、年度計画の目標をオーバーして達成したということで一応評価を4としましたが、別に強く肯定するものではありません。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私も4をつけたんですけれども、設定された目標値をいずれも上回っているという事実があるわけですね。ここはそういう意味では素直に評価していいんじゃないかなというふうに考えたわけです。そして、意見のところを見ますと、3をつけられた皆さんが、みんな割といい評価をされているわけなんですね。数字のところを目隠しして、この意見のところだけ見れば、常識的には4評価というようなことになるかもしれないと。ですから、かなり影響を与えたのは機構のほうの自己評価じゃないのかなというふうに思うんですが、ですから、機構のほうにどうして3評価なのかというのを確認してみたいなという気がいたします。

【議長】 どうぞ。

【水資源機構】 ありがとうございます。委員の先生方から非常に好意的なコメントをいただいて感謝いたしておりますが、実はユーザーの方からは非常に厳しいご意見もございます。関係機関との連携のところでアンケートの話がまた出てまいろうかと思いますが、ユーザーの方が日ごろ非常にご苦労なさりながら予算の手当て等をなさっておる。それに比べて機構の取り組みはまだ甘いんじゃないかというお叱りをユーザーの方からいただい

たりしていることもございまして、私としては、トータル考えますと、やはり世の中のコスト削減に対する要求がまだまだ厳しいということも踏まえて、自己採点を3とした次第でございます。

【議長】 点をつけるときに、3とか、4とか、2ですか、これが多くなるというのは普通だろうと思いますが、3はこういうものだと、4はこういうものだという最初の評価文がありますが、余り文言が変わってはいないんですね。大差がないというようなことがありますして、これは全体の評価の方法の問題ですが、もう少しめり張りをつけた評価というのがあり得るんじゃないかと思います。それから、どうしても機構のほうで自己評価をされてこられますと、それに引きずられるということがあるかと思います。後ほど全部の評価が終わった時点で、この評価のあり方等について、改めて先生方からご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。ほかに。

それでは、項目13、「コスト構造改善の推進等」につきましては、大多数の委員の方のご意見を採用しまして、評価は「3」ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございました。

大変議事が順調に進んでおりまして、ここでしばらく休憩をとりたいと思いますが、何時に再開しましょうか。

【司会】 そうしましたら、恐れ入ります、4時50分再開ということでお願いできますでしょうか。

【議長】 それでは、約10分間の休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

【司会】 予定の時間前でございますが、先生方全員おそろいでございます。

【議長】 それでは、審議を再開させていただきたいと思います。

今までに16項目のうち12項目の評価が決定しておりまして、残りは4項目でございます。最後の4項目であります、赤色で塗っておりまして、4名以上の委員の方が異なる事前採点を出されている項目でございます。十分にご審議をお願いしたいと思います。

まず、項目5でございますが、「計画的で的確な施設の整備」のうち、「ダム等事業」から審議を開始したいと思います。3点をつけられた委員の方が11名、4点の方が4名

ということでございます。4点をつけられた委員の方からご意見、ご説明があればお願いしたいと思います。

【委員】 私は4点をつけました。というのは、土木学会の技術賞を受けられたということは、もっと高く評価してよいのではないかと考えているからです。大変厳しい状況の中でいろいろ努力されていて、そこでそういう学会から賞を受けられたと言うんですから、せめてこのぐらいのところはちょっと景気よくいい点をつけたほうが、私は職員の方々のやる気にもプラスになるのではないかと考えております。

それからもう一つは、ダム、堆砂除去のために容量を別途確保するという新しい考え方を出された点も私は非常に素晴らしいのではないかと考えております。そういう容量のとり方は、砂だけではなくて、水の場合についても同じような考え方がひょっとしたらできるのではないかと技術的可能性が私は高いと思います。そういうことを全部ひっくるめて4点をつけました。以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかに4点をつけられた方、どうぞ。

【委員】 私も同じような考えを持っておりまして、評価というのは定常的にしっかりやっていることもちゃんと評価されなければいけないというような持論があるんですが、こういった評価項目の中で、日夜ちゃんとやっていることが余り表で評価されていないと。そういう中で、先ほどの土木学会の賞なんていうのはめったに取れるものではございませんので、これは4、あるいは5に相当するだろうということで、3ではないという評価をいたしました。最近の傾向として、何かマイナスの面があると、みんなで袋だたきにするような、ちょっとでもネガティブなものが出ると全体的にだめになるんですが、そういう変な時代の流れの中で、ポジティブな部分というのはなかなかそう出るものではありませんので、せっかくこういったものが出たということで4ということにいたしました。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 私も4をつけさせていただきました。理由は、今皆さんが言ったのとほぼ同じですが、この土木学会の技術賞のほかに、徳山ダムについて言うと、たしか全建賞という賞も受賞されていたのではないかなと思います。そういう意味では、かなり社会的評価の高い事業が一区切りついたところでプラス評価しておいて、積極的に評価していい時期かなと思いました。

【議長】 どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私も4をつけさせていただきました。皆さんおっしゃったことと全く同じでして、土木学会賞の受賞というのはそうあるわけではございません。もし自己評価で、水資源機構のほうで素直に4をつけられていれば、皆さん、4をつけたんじゃないかなと思うんですけども、多分想像するに、徳山ダム、いろいろこの評価委員会が始まってから不祥事があったおかげで、そのせいで遠慮して3をつけたんじゃないかなと思います。これは十分、私は4に値する評価だと思います。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 3をつけました。機構の自己評価を尊重して3をつけました。

【議長】 4をおつけになった委員の方の主な理由というのは、土木学会の技術賞の受賞ということを評価すべきだということなんです、お一方、土木学会の受賞というのは評価するけれども、滝沢ダムの斜面地滑り対策がおくれたのではないかとということで、これは相殺して3だということにされたんだと思いますが、ご意見があれば伺いたいと思います。

【委員】 私は4をつけたほうなんです、滝沢ダムの地滑りというのは、試験湛水中に起きた話です。これはそういうことも予想されるので試験湛水という期間を設けて、きちんとチェックした上で本格事業に入るとい、あくまでも経過、テスト期間中に起きて、想定される範囲内の地滑りでしょうから、それをもってマイナスにするというのは、余り理屈が通らないのではないかなと思います。

【議長】 機構のほうにお伺いしたいと思います、自己評価で土木学会の賞をお取りになっているのに3をつけられたというのは、何か特段の理由があったのでしょうか。

【水資源機構】 自己評価の3でございますが、今、委員からも話がございましたけれども、滝沢ダムの試験湛水中に地滑りを起こしてしまっ完成がおくれてしまったというのが1つございまして、当然、高度な技術力、ダムの技術力を持っているはずである機構としては、やはり控え目な点をつけざるを得なかったというのが自己評価でございます。

なお、土木学会の技術賞で申し上げますと、水資源機構は平成8年に中部にございまして味噌川ダムで技術賞を取っておりまして、それ以来、12年ぶりぐらいになります。ちなみに土木学会の技術賞第1回目は新幹線といわゆる黒四、黒部川の上流の黒部ダムが土木学会の技術賞ということで、技術賞というものはそういうものであるというのを一つ補足させていただきます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、今、4をおつけになった委員の方からご意見をいただきましたが、今度は3をつけられた委員の方で、4の委員の方のご意見を踏まえてご発言をいただきたいと思えます。事前評価に余りとられることはないだろうというふうに思えます。4の方の意見を聞いて、私も同意するというようなことも、もちろんあってもいいわけですので、そういうことを含めてご発言をいただければと思います。どうぞ。

【委員】 滝沢ダム試験湛水時の地盤の変形の問題は、これはダム周辺をすべて完璧に調べ上げてダムをつくっているわけではありません。そのために試験湛水をやりながらチェックするわけで、今回の地盤変形は不可抗力的な自然災害的側面が非常に強いと思えます。機構さんは自己評価を厳しく3にしましたが、私は一番上の意見を書きましたけれども、斬新な新技術を導入したり、もちろん土木学会賞も受賞されたことから、4であっても問題ないと思えますし、逆に、先ほどもどなたか発言がございましたけれども、機構さんの3に引きずられたという感じがございますので、もし皆さんの賛同が得られるのであれば、4で結構じゃないかというふうに思えます。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 土木学会の技術賞というのがさりげなく、何となく書いてあったものですから、賞の意義というものを私は理解していなかったと思うんですが、技術賞というのはわかるんですが、新幹線とか、それに匹敵するようなものであるとするならば、端的にどのように画期的なものであったかということをご説明していただければ、私は3にいたしました。もちろん4で構わないと思えますが、内容がちょっとわかりかねるものですから。

【議長】 それでは、機構のほうから、受賞理由についてご説明いただきたいと思えます。

【水資源機構】 受賞理由というのはあれなんですけれども、徳山ダムは、皆さんご存じのように日本最大のロックフィルダムということで、機構のロックフィルダムの技術を結集したダムでございます。今現在、現地をぜひごらんいただきたいと思えますけれども、我々としては日本一美しいダム湖が創出できたと思っております。水質的にも全く問題のないダムが現地にでき上がっております。そういったものをごらんいただきたいと思えますし、例えば、ダムは特に環境面でいろいろなご批判がございましてけれども、特に猛禽類の調査、あるいはほかの、前回の国土交通省の分科会でも委員からご指摘いただきましたけれども、山林の公有地化なんかも、要はいろいろ付替道路なんかをつくるよりも、そのお金を上限にして全部買ったほうがいいじゃないかと、全部公有地化にしてしまおうとい

うような取り組みもこのダムで、おそらく日本では初めての取り組みでさせていただいております。そういうようなものを総合的に判断して、技術賞が与えられたというふうに我々は理解しております。

【議長】 それでは、ちょっと表現悪いんですが、どうしても3だという委員の方がおられればご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほどちょっと機構のほうから説明がありましたように、前に受賞されたのが平成8年ですから、そんなにめったに受賞できるようなものではないと。私もよく承知しておりますが、そういうことを踏まえまして、やっぱりこれは3だという委員の方がおられればご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

【委員】 私は滝沢ダムの斜面地滑り対策におくれが生じたことがマイナスという評価をした者なんです、斜面地滑り対策、不可抗力なところがあったとしても、対策工事がおくれて利水者にご迷惑をかけているとか、あるいは早急に対策がとれないことによってコストが膨らんでいるというような事実があるだろうと思うんですね。そういうようなことから、ここは不可抗力でやむを得ないねというようなことで済まされるのかなという。機構自身もマイナス評価というふうにとらえているというような状況の中で、確かに学会賞というのは、それは大したものなんだけれども、両々にらんで評価するとすれば、プラスマイナス相殺して中間的なところかなというようにとらえ方を私自身はいたしました。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。いかがでございましょうか。どうぞ。

【水資源機構】 私ども滝沢の斜面処理につきまして非常に悩んだわけでございますが、端的に申し上げますと、一番いいのは、地滑りを起こしそうなところを事前にきちっとキャッチして100%手当てし、かつ無駄な手当ては一切しないというやり方が一番コスト的にいいわけでございます。ただ、それは非常に難しゅうございます。私どもは次善の策として、少な目に手当てをしておいて、それで試験湛水の間にも動いたところを手当てするというのが経済的にベターであろうという判断をいたして、実際にそういうことにしたわけでございます。それで、3をつけたのは、10点中10カ所全部きちっと事前に予測して手当てをしたというふうなことではなかったという意味で3にしたわけでございますが、実際の試験湛水としてはそういうふうな考え方でやっているわけでございます。

それから、できましたら、この場に前の徳山ダムの所長をしていましたダム事業部長がいますので、徳山ダムの話について、若干その技術的なアピールをさせていただくこと

があればありがたいと思います。

【議長】 それでは、どうぞ。

【水資源機構】 僭越でございます。土木学会賞ですね、先ほど理事がご説明したとおり、主に2つの点です。ロックフィルダム技術、これは例えば、今まで堤体の盛立ての年間記録、これは我が国のレコードホルダーになっています。1年間で620万立米盛った。今までは470万立米ということで、徳山ダムは雨が降る、あるいは雪が降るということで工期を短縮するというのが一番の目標でございました。そういうことで、例えば、私ども大量土工機械を導入したり、あるいは品質管理、施工監理の面で新しい機器を開発したり、そういったことをやってまいりました。

それから環境も、先ほどの点と同様でございます。何せ美しい湖をつくりたい。最上流のダムでございますので、そういった部分でどうやったら美しい湖をつくれるか。例えば、通常のダムですと、貯水池周りに道路がございますが、この場合は、先ほどのクマタカの保全もございまして、地形改変をなるべく少なくする。すなわちトンネルだとか、橋りょうで構築する。実は明かりの部分が1割しかございません。その他の部分はトンネルと橋りょうで結んだ。そのときにはコストが明かりと比べてどうかということになりますが、結果的に、先ほどの豪雪・豪雨地帯でございますので、トンネルを掘ることによって工期に間に合わせる事ができました。これが環境の面でございます。

それとあわせて、ぜひ言いたいことがあります、用地的にも非常な成果をあらわしたダムだと思います。1つの村がなくなったというのは、この徳山ダムが唯一の事例でございます。公共事業でなくなったというのは、多分このダムだけです。1つの村466世帯、約1,600人の方に移転していただいた。それから、公有地化も入れますと2万6,000ヘクタールの土地を取得しようとしている、あるいは取得したというような用地事業的な性格でも、多分公共事業の中では日本最大クラスだろうと思っております。土木学会の技術賞ですので、用地のほうはなかなか評価項目には上がりませんが、事業としての性格はそういったものがあるということでございます。

【議長】 どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問があればお願いしたいと思いますが、重ねて3を評価されて、やはりこれは3だというようなご意見があればお出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。この委員会として、1つの評価にまとめなければいけないわけでございます。皆さんから出された、3の委員の方を含めてこれを見ますと、非常に前向きな評価をされているということだと思

います。決して4とつけても不自然ではないというようなご意見が多いんじゃないかと思
います。滝沢ダムの件が出ましたけれども、この徳山ダムの建設事業はそれを補って、ま
だおつりがくるというようなものではないかというふうに思いますので、この会合の議長
としては、評価を「4」という形にさせていただきたいと思いますが、ご異議があればお
申し出いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、項目5でございしますが、「計画的で的確な施設の整備」のうち、
「ダム等事業」につきましては、「4」とさせていただきたいと思います。

次に移ります。次、項目6でございしますが、「計画的で的確な施設の整備」のうち、「水
路等事業」について審議をお願いしたいと思います。4点をつけられた委員が11名おら
れます。それから3点をつけられた方が4名おられます。

最初に、3点をつけられた委員の方からご意見があれば承りたいと思います。よろしく
お願いします。

【委員】 私は3点をつけさせていただきました。これは今、評価が終わった5のダム
事業等の比較でどちらかというにつけさせていただいたわけですけれども、ダム事業のほ
うは確かにマイナス要因もあったんですけれども、学会賞受賞ということで、私は4をつ
けさせていただきました。それに比べまして、水路事業というのは、確かに順調に進んで
いますし、ストックマネジメントの手法をうまく利用したりして着実な事業運営をしてい
るわけですけれども、ダム事業の4に比べると、同じ4というのはちょっと高いかなとい
うことで3にさせていただきました。3の評価内容というのは、決して中身が悪いわけじ
ゃなくて、順調に事業を進行している状態が3の評価だと思っておりますので、そういう
意味で上の項目との対比で3をつけさせていただいたというのがほんとうのところござ
います。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

【委員】 私も3をつけたんですが、全体として4でいいのではないか思っていたんで
す。ただ、私の誤解かもしれませんが、1点ひっかかったのが、内容的に評価項目1と重
複していないかということが気になったんです。言ってみたら、2回カウントしているよ
うな気がしたものですから3ということにいたしました。もし私の誤解でしたら、ご説明
をお願いしたいと思います。

【議長】 では、機構のほうからご説明をいただきたいと思います。今のご質問は、1

のダム事業と重複しているんじゃないかと。

【委員】　　そういうことではありません。水路事業で水路内の容量までを勘定に入れて非常にきめ細かい操作をされて新規利水量の開発に相当する効果を上げられているとこのところで読み取りました。例えば、香川用水についてそう書かれています。しかし、それは評価項目1のところでも書かれていますので、二重になるのではないかと思います。水路の容量まで勘定して利水容量に相当するものを開発されたことは非常に高く評価していいと思うんです。ですから、その点についてなら4が正当なところではないかと思いません。

【事務局】　　それでは、その点につきましては、事務局のほうから補足をさせていただきます。今回、先生方、16項目に分けて評価をいただいているところでございますけれども、今の委員からのご質問にお答えしたいと思います。先ほどの評価項目の1番、これは「的確な施設の運用と管理」、「安定的な用水の供給」、「良質な用水の供給」というところございまして、どちらかといいますと、今機構が持っている施設を管理運用することについてのオペレーションについての評価というところに着目しております。今、ご審議いただいております水路のところなんです、これは新築・改築についての水路の部分ということでございまして、例えば、いわゆる緊急改築事業とか二期事業、まさに水路を物理的に、あるいは技術的に手を加えて機能更新とか、機能アップを図るところでございまして、そういう意味で同じ水路を扱う分野ではございますが、前者はどちらかという運用の話、先ほどの1番は運用の話、今回はまさに機能更新、改築・新築の部分でございます。ちょっとそういうふうなジャンル分けにしております。

【委員】　　はい。

【議長】　　1番目の項目はどう書いてあるんでしたっけ。

【事務局】　　先ほどご審議いただいた1番の項目は、「的確な施設の運用と管理」の中の「安定的な用水の供給」、「良質な用水の供給」と、まさに水路系の運用の話でございます。今、ご審議いただいているほうは計画的で的確な施設の整備の新築事業、改築事業の中の水路部分ということでございます。

【議長】　　よろしいでしょうか。

【委員】　　はい。

【議長】　　どうぞ。

【委員】　　私も3をつけたんですが、この業務実績の概要を読ませていただくと、文面

からいくと、着実な実施状況にあると認められるという内容の表現が多かったような気がしたので、トータルとして4よりも3のほうがふさわしいのではないかという評価を下しました。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかに3の評点をつけられた委員の方からご発言はございませんでしょうか。

それでは、4をつけられた委員の方からご発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 私、これは4をつけました。1つの事例ではありますが、水路の改築事業の中で、豊川用水の二期という現場を見に行きました。行って見て、この地域は農業生産額も全国でも有数の地域ですし、そういう中で、工場でつくった構造物をパカッパカッとほめ込むような、低廉で、なおかつ工期も短くて、そういうものが地域の人たちも非常に安心して見てられるなというふうな工事現場でございました。それから思ったのは、やはり用・強・美にすぐれたものというのはこういう工事かなというふうに見て思いました。そういう意味で、実際の工事の進め方、それからその持つ、実際に受益されている農業者、あるいはその先にはトヨタのレクサスの工場とか、いろいろある三河湾の工業団地もあります。そういう受益者からも、こういう用水路の場合ですと、早くきちんと確実にできないかなというふうに見られながら進められている事業ですので、そういう意味で単なる着実にというよりは、地域の人たちに安心感を与えるような工事の進捗状況だったというふうにとらえてプラス評価をいたしました。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかに評価4点をつけられた委員からご発言があればお願いしたいと思います。

【委員】 4をつけた者ですが、先ほどのご説明ですと、1番と内容的にはリンクしているというご説明があったように、この6番ですか、というふうにお伺いしたのですが、建設が主体というふうな6番の話のようですけれども、ストックマネジメントというのは施設を長く有効に使っていくということなので、これからの時代、非常に大切なことじゃないかと。これはそういうことに取り組みをしているということの評価して4にいたしました。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、項目6でございますが、多くの方が4という評価をされております。評価の3の方のご意見を拝見しましても、4とつけてもおかしくはないというようなご意見でござ

ございますので、評点「4」ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、次の項目でございます。項目9になります。「関係機関との連携」、「水源地域等との連携」について審議をお願いしたいと思います。この事前評価でございますが、3点をつけられた方が9名、それから2点が6名おられます。これは非常に難しい議論になるかと思いますが、まず、2点と評価された委員の方からご意見をいただきたいと思っております。お願いします。

【委員】 私、2をつけた者の一人ですが、私がつけた2の含意するところを少し説明させていただきたいと思っております。この項目は、「関係機関との連携」と「水源地域等との連携」、2つの大項目からなっていて、(6)関係機関との連携の方が小項目が4つ、(7)水源地域の方が小項目が3つになっています。全体を見まして、いずれの小項目も着実な実施状況にあると私は判断いたしました。唯一滝沢ダム建設事業と武蔵水路改築事業の2つで実施されました利水者に対するアンケートのなかで、「説明資料の内容が不十分、利水者や国などの多くの関係者との調整が不十分、余裕を持った工程監理に努めていただきたい」というご意見、ご要望、それから「要望した資料が提出されるまでに時間がかかりがちであった」といった意見が寄せられておまして、この項目の観点となります適宜適切な情報提供、それから関係機関との円滑な調整という2つの観点から、この点に関してはどうしてもマイナス点をつけざるを得ないのかなというふう考えた次第です。

しかしながら、この点に関しては、その後、関東事業担当上席審議役を設置したり、あるいは部長、次長及び関東事業担当による調整会議を開催するというような形の対応がなされていて、ユーザーへの迅速な対応を図る体制が整備されつつあるというふうに感じています。それからまた、前半でお話ししましたように、他の部分に関しては着実な実施状況にあるという状況でしたので、これをつけるに当たって、数字にプラスとかマイナスをつけるとするならば、3⁻にするのか、2⁺にするのか非常に迷ったところですが、ここではあえて2にしたということですので、3でもあまりこだわりはないというところが私のつけた2の含意でございます。以上です。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。利水者アンケートへの対応の評価が少し分かれて

いるような気がします。ご意見をいただきたいと思います。

【委員】 私も2をつけさせていただいた一人でございますけれども、先ほどの発言とほぼ同じ内容ではあるんですけども、国民に対して提供するサービスという項目で、関係機関との連携、あるいは水源地域との連携というのは非常に重いのかなというような判断をいたしました。そのほかは全体的に評価そのものが高評価を受けているというふうに思いますけれども、こういう事業分析において、余り平均値に収れんするのもよろしくないのかなと。やはりめり張りをつけて、改善すべきところは改善すべきという、そういう判断もありまして、機構としてはこの辺が非常に大事なことをちょっと努力を怠ったかなというようなことから2という評価をさせていただきました。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

このアンケートですね、それに対して担当審議役、あるいは調整会議を設置されたというのは、これはいつの時点になりますか。どうぞ。

【水資源機構】 この件はこういう事象が起こりまして、昨年11月に専属の担当を置くことにいたしました。

【議長】 担当を置かれて、改善の方向性が見られているということなのでしょうか。その辺、具体的に。

【水資源機構】 設置した後は、もともと関東担当を置いた背景、非常に厳しいご意見をいただいていたということもありまして、その後、専任の関東担当はそういう目的意識を持って関係機関に足しげく通っているいろいろな情報を提供し、またいろいろなご意見もお伺いしたということで、利水者アンケートは年度末に回答をいただくんですけども、そのときには事業担当ができてから、かなりそういう意味の情報提供、あるいは利水者が知りたがっていること等の対応が非常によくなったと。ただ、1年間を通しての評価であるので、関東担当が設置される前の対応については非常に問題があったということで、こういう評価点をつけたというようなお話がありました。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、今度は評価としては3が妥当であるというふうにお考えの委員からご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 私は3をつけたんですが、11月だから、20年度ですからね。前半を見ると、やはり問題があったのではなかろうかと思いますが、それに対してしかるべき処理を

したというか、しっかりとそういったものを対応したと。ですから、後半を評価したので3なんですが、前半のほうにウエートを置けば、2ということになるのかもしれませんが。ただ、私自身は、その辺を放置しないでしかるべきことを機構としてはやったということ、そちらのほうを評価して3ということにいたしております。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 私は3ではなくて2をつけたほうの者なんですが、関係機関との調整のほうで、やはり水資源機構が仕事する相手は、首都圏とか、近畿圏とか、中部圏とか大都市圏で、またそれぞれの関係都府縣市、非常に大組織を相手にされます。直接の利水とか治水の担当以外に、こういう話をするときって大体財務当局が実はいろいろ意見を言ったりしているということが普通の地方自治体の意思決定の場合にはよくあります。したがって、どういうことが必要かという、直接水資源機構の例とは離れますが、一例を挙げて言うと、例えば、最近、東京都心でよく集中豪雨が起きます。これを取材するときに、東京都は下水道局と建設局の河川部、それから都市整備局と、3つの局の計画課長を一遍に集めて、そこで話を聞かないと全体像がわからないんですね。そういうようなことというのは、まとめられるような人をたまたま私は都庁の中でキーパーソンを知っていて、それにまとめてもらうんですけども、そういうふうな機構の組織よりも、やはりある程度工夫みたいなところでこういうものは回っていくものだろうと思います。したがって、そういうのに対して担当をつけられたというのはよくわかるんですけども、問題はそういうことだけで済むのかということで、そういう意味での関係機関とのコミュニケーションのあり方ということについて、もう少し努力していただきたいと思って、私は2をつけた次第でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。いかがでしょう。3をおつけになった委員の方から。どうぞ。

【委員】 私は3をつけました。重要なキーとして水源地と利用者との間を結びつける努力をされている点を私は高く評価しています。高く評価したと言ったって3なんですが、それは申しわけない。それだけを取り上げれば、もう少し高い点にしてもよろしいんですが、前半のこともありますので、3にしたということです。水源地の人の協力は非常に大事なものです。水資源開発において水源地の協力は欠かせないことであって、そのことに非常に手を入れておられる、努力されている点を私は高く評価しています。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

これは大変難しい判断になるかと思いますが、厳しく言えば2、いろいろ改善をされ始めたということの評価すれば3だということになりますが、今後の改善の道筋を示したということで3という判断もあるんじゃないかというふうに思いますが、それに対しまして、やはり2であるというご意見があれば、重ねてご発言をいただきたいというふうに思います。どうもこういうのは多数決で決めるという筋合いのものじゃなくて、やはり合議で決めたいと思いますので、いかがでございましょうか。

【委員】 こういう水資源機構のような組織の場合、担当を置くというのは、そのまま解決策につながるかのようにになってしまうというのは余り健全なことじゃなくて、担当の人がどれだけのことをきちっと調整していくかということを見た上で評価すべきだろうと思います。したがって、まだこの段階では、これをもってきちっと方向性を見出したというふうには評価すべきでないと私は考えて、機構の自己評価の2でいいと思います。

【議長】 11月に新しい組織が設置されたんですが、半年ぐらいたっておりますが、その間の効果をもう少し具体的にご説明いただけないでしょうか。どういう効果があったかというようなことを少し。

【水資源機構】 20年度の前半で利水者の皆さんから不満をいただいた一番大きい理由は、ほかの水系については支社とか局が置かれていまして、そこが中心になって関係機関との対応を窓口一本で行っていると。関東については、本社が関東にあるということで、支社機能を本社が兼ねるということで、特別に関東支社というものを設置していなかったわけです。その結果、いろいろな案件がそれぞれ個別に利水者のところに説明に伺ったりすると。そうすると、各部署がばらばらに説明に来るというような受けとめ方をされまして、組織としての対応はどうなっているのかというようなところでご指摘をいただいたところでございます。

この専属の担当をつくってからは、すべて課題は、毎週関係部と関東担当が打ち合わせを持ちまして情報交換をして、基本的には関東窓口が中心になって関係機関のところに行きいろいろなご説明に行くと。特に大きな課題になっているものは担当部署と一緒に行っていただいて説明していただくというような体制をとりました。こちらのほうの窓口が一本化したということで、相手方もその窓口で電話をすればすべて通じると、そういう仕組みができたということで、その部分は評価をしていただいたというふうに思っております。

11月以降です。

【議長】 利水者からの評価が1 1月以降上がってきているというような事実はどうなんでしょうか。

【水資源機構】 それは年度末にアンケートの回収に伺うんですけれども、そのときに厳しい点数をつけていただいたところについては、理由を含めていろいろお聞かせいただくというようなことをやっております。そのときに厳しい評価点をつけて、これは関東担当ができてからは改善されていると。ただし、これは年間を通しての評価なので、やはり前半の部分が非常にまずい部分があったので、今後に期待すると。そういう意味も含めて今回は厳しい評価にするよというようなコメントをいただいております。

【議長】 どうもありがとうございます。今ご説明ございましたけれども、ご意見があれば伺いたいと思いますけれども、どうぞ。

【委員】 いろいろご意見がありますけれども、私は、機構さんとしてまだまだ努力をしなければならない、あるいは改善の余地があるという自己認識のもとに、こういうご判断をされたのかなというふうに感じました。そして、この実績概要、我々は実績をすべて一から十まで知るよしもないし、これに沿ってかなり影響されますので、4なら4の評価、2なら2の書き方というのがあると思うんですね。ですから、自己評価をそういうふうにされたということは、機構さんとしての潔さというか、努力するんだぞという意思表示があるかなというふうにも感じましたので、結果は結果として、関係機関等のところからそういう批判を受けたということは厳粛に受けとめたほうがいいのかという個人的な判断でございます。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。3をおつけになった方からぜひともご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 私、3をつけさせていただきました。理由は、皆さん方先ほどからおっしゃっているように、問題点が出てきて、それにすぐに対応されて一応の問題の解決を見たということで、年度とすれば、私は3でいいのかなど。ただ、前半を重く見れば、2ということになるだろうと思います。どっちにウエートを置くかの問題だと思うんですけれども、今、機構のご説明ですと、とりあえず不満であった点はすべて解決された。窓口が一本化できることによって、その不満がなくなったということであれば、私は3でいいんじゃないかなというふうに判断しております。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。3というご意見の方。どうぞ。

【委員】 多分、3をつけたんだと思うんですけども、趣旨は今後について対応なされたということを評価したということですけども、先ほどからその件だけに議論が集中しているんですけども、その中で2をご自身でつけられたというのは、今議論になっている案件以外にどのような要素があつて2をつけられたのか。その点を伺いたいんですが。

【議長】 今のご発言に。どうぞ。

【水資源機構】 利水者アンケートについては、平成16年度から行っているわけなんですけど、この20年度の結果というのは、19年度と比べて全体的に、関東の問題だけではなくて、全国的に19年度と比べると厳しい評価になっていたということがあります。特に20年度のアンケート調査で、利水者の皆様が機構の業務の中で何を一番重視しているかということで5項目を選んでいただいたわけですが、その結果を集計しますと、機構の本来業務である用水の安定供給、それから渇水時の調整、そういう項目がございます。それからあと3つはすべてコストに関するご意見でございました。それで、用水の安定供給と渇水の調整については、評価としてはいい評価をいただいたわけなんですけど、コスト3つ、管理業務のコスト、あるいは建設のコスト、あるいは事務費の問題、そういうものに対してユーザーの皆さんは重視しているんですけども、評価としては厳しい評価があつたということで、我々としては、コストについて縮減の努力もいろいろしているわけですけども、やはり利水者の皆様方の財政状況等が非常に厳しいものになっていると。そういう背景の中で、我々のまだ努力が不十分であると、そういう評価をいただいたのではないかと。私どもは注文主である利水者の皆さんが我々の仕事に満足をいただいているかどうかと、利水者アンケートはそういうことを聞く一つの手段であります。ですから、その結果については大変重く受けとめて、組織を挙げて、利水者アンケートの評価が上がるように取り組んでいこうということで今さまざま取り組みを行っているところでございます。

【議長】 どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】 今、財政的に非常に厳しい状況なので、手をつけられるところからカットしていきたいという自治体さん側ですとか、そういう議論が出てくるというのは当然かなと思うんですけども、個々の評価項目は、その中身についてではなくて、連携について問うている評価項目ですよ。ですから、そういう案件が上がって、そういうことがわかつたというふうにおっしゃって厳しく受けとめる。それは頭の下がるご発言なんですけど、中身については、コスト面も含めてほかの評価項目があるかと思うので、私としてはお尋ね

した事以上にお聞きしたということなんですけれども。以上です。

【議長】 先ほどから委員の先生方の意見ばかり聞いていて、私の意見は全然言うておりませんが、私自身この件に関しては、アンケートの結果を踏まえて機構内の組織を整備したということは理解できるんですが、それが機能的に動いているのかどうかというのは、これからの問題だろうというふうに思います。機構そのものの自己評価が2ということで、私としては、激励の意味も含めて2というふうにさせていただいたらと思うんですが、いや、3だと思われる先生方、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

評価点として「2」ということでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 特にご反対がなければ、この項目については「2」ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

最後になります、項目12になります。「機動的な組織運営」、「効率的な業務運営」、「事務的経費の節減」、「総人件費改革に伴う人件費の削減」についてご審議をいただきたいと思います。これについては、政策評価・独立行政法人評価委員会から、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(人材確保の観点)が挙げられているものの、評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。また、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取り組みを促す観点からの評価が行われているか評価結果において明らかにされていないという意見が出されております。給与水準が高い理由及び給与水準の適正化に向けての取り組みについて、機構からまずご説明をいただきたいと思います。

【水資源機構】 それでは、資料3-4の14ページを参考にしながらご説明をしたいと思います。最後に私どもの給与の話で恐縮ですが、よろしくをお願いします。

水資源機構のラスパイレス指数、国家公務員との比較の指数でございますけれども、平成19年度は116.8、20年度は116.7ということになっておりますが、実績の欄の(2)に書いてありますように、3つほどの理由がございます。1つは、水資源開発水系に指定されました関東から九州までの7水系に私どもの事業所があるわけでございますけれども、こういうところを私どもの職員は、原則として全国転勤をする必要があります。機構職員は、基本的には三、四年に1回は引っ越しを伴う転勤をしている状況でございます。全国転勤に伴いまして、単身赴任者の比率が国家公務員は全体で7.1%というデータがございますけれども、当機構では21.7%ということで約3倍という高い割合になって

おります。また、私どもの事業の性格から、業務場所が山間へき地も多くなっておりまして、職員はかなり不便な危険かつ困難な状況の中で業務を行っているということでございます。山間へき地とまでは言えませんが、国家公務員の地域手当、場所によっていろいろな地域に応じて手当が出ておりますけれども、その支給地別に見ますと、私どもの職員の3分の2は一番の地方部である6級地とか、非支給地というところに勤務しているという状況でございます。こういうことから、全国的に転勤が多く、また、厳しい職場も多いという中で質の高い人材を確保するために、公務員の一般平均よりも高い水準をならざるを得ないということでございます。

また、地域、学歴まで勘案したラスパイレス指数というのがございます。これを見ますと当機構は高くなっておりまして、19年度は121.2、20年度は121.5というふうな形で、年齢だけを勘案しました先ほどのラスパイレス指数よりも高くなっておるわけでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、職員の3分の2が地方や山間部に勤務しておると。そのうちの多くの者が単身赴任手当などの支給を受けておるといったようなことから、その地域の国家公務員と比べると、よりラスパイレス指数が高くなるということでございます。またさらに、本社がさいたま市にございまして、ここが国家公務員の地域手当の分類地でいいますと3級地ということになるんですけれども、そこに本社があるということで、地域のラスパイレス指数が高くなるという理由になっております。そういう理由でございます。

その中で、じゃあ、給与水準の適正化に向けた取り組みはどうかということでございますが、その(1)の欄に書いてございますけれども、私ども、まず、職員本給のカットということを行ってきております。平成17年度から職員の本給をカットしておりまして、3%から始めまして、現在5%のカットを継続いたしております。また、いわゆるボーナスでございますけれども、業績手当の支給月数の減ということもやっております。平成15年12月期より支給月数の引き下げを行っております。平成18年7月期までに合計で0.3月の引き下げを行っております。なお、今年の7月におきましても、国と同様0.2月の引き下げを行っているところでございます。

それから、さらに地域勤務型職員の制度を導入・拡大ということをしております。これは平成17年度から50歳以上の職員を対象といたしまして、同一ブロックといいますが、例えば、中部ですと木曾川水系管内、関東ですと利根川の水系管内ということになるわけですが、そういう同一ブロック内での移動を行う職員につきましては、よそのプロ

ックには移さないということを前提にいたしまして、本給を一律に13%ほどカットするという制度を導入しております。この制度につきましては、平成21年度より50歳以上という年齢制限を撤廃して運用しております。現在、結果としまして、地域勤務型の職員は全職員の7%ほどということになっております。平成15年に機構が設立されたころには126.6というのがラスパイレス指数でございましたけれども、先ほど申しましたように、平成20年116.7ということですので、約10ポイント引き下げてまいりましたけれども、利水者や国民の皆様のご理解を得るために、さらに引き続き給与改善措置と、私ども目標としまして、平成22年度に114.6と、さらに地域、学歴を勘案したラスパイレス指数は118.9ということに下げていくということをしておりますけれども、引き続き着実に低減できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。項目12につきましては、4点つけられた委員が10名、3点をつけられた委員が5名おられます。まず、3点をつられた委員からご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

【委員】 3点をつけた者ですが、この評価の中にアンケート調査がこっちのほうに入っていること、あと、入札の制度の改善に取り組んでおられるのですが、機構は大きいし、しっかりしているから大丈夫だと思うのですが、事務手続きが、内容を少し変えると言っても、なかなか実際に運用するまでは大変じゃないかなということも、これは心配事で、余計なことかもしれませんが、そういう面でちょっと心配だなというのがあったのと、アンケート調査がわざわざこちらのほうに載っていたので、それで、3なのかなという、単純なそんな感覚でつけました。

【議長】 今のご意見につきまして、機構のほうから何かございますか。

それでは、3をつけられたほかの委員の方からご意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【委員】 私も3をつけました。職員給与のラスパイレス指数だけに限って言えば、非常に努力されているから4でも私はいいと思うんですが、ただ、下げる方向にしか行っていないのが、私は不満でしてね。というのは、適正ということが、下げることであるというようになっていて、そのことがあたかも自明のことのようになっているのが、不満です。もう少し言えば、職員の士気向上、それには努力をされておりそのように書かれていますが、この点ももっと考えていただいて、このことも加味していくべきではない

かと思ったので、あえて3にしました。

【議長】 ほかにいかがでしょう。

それでは、4をつけられた委員の方からご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 私は4をつけたんですが、先ほどのご説明の中で、それほど絞ったら、先ほどのご説明を若い学生が聞いたら、行き手がいなくなっちゃうんじゃないかなというふうに思いまして、やはり危ない仕事もやるわけだし、夜も場合によっては働かなきゃいけない。先ほどの話で単身赴任が非常に多いということもあるし、そういうふうな危険手当とか、単身赴任手当とか、それを差し引いて、ラスパイレス指数で国のほうから来るなら、そういうふうな数値で対応するべきじゃないかなというふうに私は思います。そういう意見は、先ほどの委員と同じ気持ちを持っているんですが、それほど削ってきたんだから、これは5でもいいという思いの4です。本来、水資源機構は非常に重要な仕事をしているわけですし、やはりそういったしっかりした仕事をちゃんと評価できるような国になっていないと、一律ラスパイレス指数を100に持っていこうと。先ほどのお話だと22年で114.6ですか、何か寂しくなるような数値なものですから、その辺を、逆に言うと、そういう中で絞って絞ってやられているんだなという思いもあって4をつけております。本来こういったものはもうちょっとしっかりと、評価の仕方を一網打尽でやるのではなくて、別途しっかりとした手当なり、そういったものは分離すべきであるというのを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにご意見、どうぞ。

【委員】 私、4をつけさせていただいたんですけれども、指数の問題は確かに高いという評価を、これを外部の方が見たら、116ですか、これは高いという印象を受けるだろうと思います。それぞれ事情はよくわかるわけですが、単純に、政独委もそうなんですけれども、なぜこんな高いんだということをきちっと説明していないんじゃないかという言い方をしていますけれども、一般の方は同じようなとり方をされると思うんです。ですから、指数の計算法を変えてくれれば、これは問題ないんですけれども、これについては、今後何らかの努力が必要だろうと思います。ただ、中期目標である数値を出して、その目標の数値に対しては十分達成されているわけですから、その意味で、厳しいことを言いましたけれども、マイナスの評価は私はしておりません。むしろ評価4をつけさせてい

ただいたわけですがけれども、経費の節減であるとか、人件費の総額であるとかというのは目標を十分上回った数値を出しているわけですから、ここを素直に私は評価していいんだろうと、点数的には4をつけていいんだらうというふうに感じております。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 ほとんど同じ意見で繰り返しになるんですが、私も若い学生をたくさん育てておりまして、将来どうするかということを考えるときに、これだけ絞りに絞ってどんどんということになると、ほんとうに志があって、しかも、いい学生をと、そういう学生が行かなくなるということが大変心配です。ですから、仕事の内容、いろいろきちっと評価の考え方自体を、もう少し将来を担う人材が進んでいけるような、そういう希望の持てる仕組みに変えていくべきだと思います。評価は4でよろしいと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 私も4にしまして、意見としては、お二人の委員がおっしゃったことと同じです。それで、これから水資源機構に入ろうかどうかと考える若い学生もそうなんですが、もう一つは、今働いている人のモラルにどういう影響が出てくるのかということをおはちよっと懸念しています。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私は3にしたんですけれども、政独委のほうのご指摘ですね、14ページ、42中段、国民の納得の得られるものとなっているか。ここを重視しているというところがありまして、この意見はわからないでもないですね。確かに民間の企業とはちょっと違いまして、パブリックセクターであるというところが、国民の目線で見ると、公務員の平均を上回っていると。しかも、数%という域ではないという、同じページで意見のB委員という方が、国民から見るとちょっと高いんじゃないかという印象を持たれたようだけれども、私も機構のお仕事、視察もさせていただきましたし、大変なことをおやりになっているのはわかるんですけれども、ここにいらっしゃる方は大体スペシャリストの方が多いと思うんですけれども、スペシャリストの見る目と一般の国民が見る目と、ちょっと目線の違いというのがあると思いますので、開差の縮小には引き続き取り組んでいく必要があると。ということでいきますと、その途上にあるということで、かなり開差が狭まったねというところまではまだいっていないわけですね。そういう意味では、引き続き努力していく必要があるんじゃないかというようなことから3の評価にしたと、こんなところで評点をしたということです。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにご意見。どうぞ。

【委員】 私たちの評価というのは、中期目標に基づいて中期計画をお立てになって、それを年度ごとに落として、それを達成したかどうかということの評価すべきかと思えます。そういう点で、特に数値目標が好むと好まざると、それが適切かどうかということは置いておきまして、そういう数値目標を掲げて、それを達成したということは、それはどういふ観点から、激励の意味を含めて1つ下げるとか、そういう問題ではないというふうに判断しております。数値目標を掲げられて、それはそれなりに達成したら、それなりにきちんと評価して、激励の意味は別途、次の中期目標・中期計画の場面で発揮して、それをきちっと評価基準として落とすということがこの評価制度になっているので、それにとつて評価すべきかなというふうに感じております。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、いろいろご意見が出ましたけれども、大多数の方が4をつけられているということもございますので、項目12、「機動的な組織運営等」については、評価を「4点」というふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

以上で16項目の評価が終わりました。どうもありがとうございました。

事務局のほうから今の評価結果を一応確認していただきたいと思いますが、この資料3-2で順番にいきますか。お願いします。

【事務局】 決定しました項目順に、資料3-2に沿って評点を読み上げさせていただきます。項目14が3点、項目15が3点、項目16が3点、項目1が4点、項目4が3点、項目7が4点、項目11が3点、項目2が4点、項目3が3点、項目8が4点、項目10が3点、項目13が3点、項目5が4点、項目6が4点、項目9が2点、項目12が4点でございます。ご審議いただいた各項目の合計点数は54点でございます。

それで、参考資料2-1がございしますが、参考資料2-1の独立行政法人水資源機構の業務実績評価に関する評価基準についての裏面、2ページ目の②業務運営評価における実施状況全体に係る判断の項のうち、四角で囲った部分をご参照ください。合計点数を項目数に3を乗じた数48で割った値は113%となります。当合同会議で決定したこの業務運営評価に係る判断基準により、これは100%以上120%未満に該当し、実施状況全体に係る判断は「順調」となります。

以上でございます。

【議長】 今、事務局から報告がございましたように、個別項目の評定結果から、業務運営評価における実施状況全体についての判断は「順調」ということになります。委員の皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 よろしいでしょうか。では、異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、資料4の平成20年度業務実績評価調書（案）は、本日の合同会議における委員の皆様のご意見、審議結果を加えて取りまとめたいと思います。

また、事前評価の中で意見をお聞きした政策評価・独立行政法人評価委員会が二次評価を実施し、意見を述べる際の関心事項及び特に留意すべき事項として示されている項目についても同様に評価調書の別紙として取りまとめます。評価調書の取りまとめについては事務局に作業をしてもらいまして、議長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 それでは、以上をもって本日の議題、水資源機構の平成20年度業務実績評価についての議事を終了いたします。どうも長時間わたりまして、ありがとうございました。

議事の進行を司会にお返しいたします。

【司会】 以上をもちまして、第17回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を閉会いたします。

本日の議事録につきましては、ご出席の委員の皆様方にお諮りし、公表することといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、委員の皆様方におかれましては、本日の会議資料につきましては、非常に大部でございますので、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど事務局より郵送させていただきます。と思います。

本日は、長時間ありがとうございました。

— 了 —